

新潟市国民健康保険料納付済額のお知らせ
印刷・発送等業務委託仕様書

令和 7 年 9 月

新潟市福祉部保険年金課

目 次

1	本業務の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	本業務の契約期間・・・・・・・・	3
3	本業務の全体像・・・・・・・・	3
4	業務内容・・・・・・・・	3
	(1) 帳票印刷業務・・・・・・・・	3
	(2) 帳票への印字等業務・・・・・・・・	4
	(3) 帳票圧着等業務・・・・・・・・	5
	(4) 配送等業務・・・・・・・・	6
5	検査・・・・・・・・	6
6	作業場所の立地・・・・・・・・	6
7	特記事項・・・・・・・・	6
8	留意事項・・・・・・・・	9

1 本業務の目的

本仕様書は、新潟市国民健康保険料納付済額のお知らせの作成から配送までの一連の業務（以下「本業務」という。）について、その業務内容等を取りまとめたものである。

2 本業務の契約期間

契約締結日～令和8年3月31日までとする。

3 本業務の全体像

本業務は、本市から提供するデータに基づき、本市における国民健康保険加入者へ1月に送付する圧着はがき型の国民健康保険料納付済額のお知らせ（以下、「帳票」という）について、下記の業務を行うものとし、これに必要な物品の調達は受託者が行う。各業務の内容や要件、本市が提供するデータ等については、項目4以下に記載する。

(1)帳票印刷業務

(2)帳票への印字等業務

(3)帳票圧着等業務

(4)配送等業務

4 業務内容

(1)帳票印刷業務

① 作成予定数量等

本印刷分 約106,000件

※上記部数等は別に、11月15日頃実施の印字テスト用として100部程度テスト印刷を行い、本印刷分はこの印字テストの終了後に実施すること。なお、テスト結果により再度テスト印刷の必要が生じた場合の対応も考慮すること。

※数量についてはあくまでも予定であり、変動があることを考慮すること。

②帳票の規格

項目	規格
紙質	圧着メール用紙
寸法	電算1P 縦5.5inc×横12inc
印刷・刷色	・1C×1C ・シークレット地紋印刷 ・郵便カスタマバーコードの印字を行う
製本・加工	・三つ折り先糊圧着方式 ・ミシン2本

	・コーナークット1箇所（山型） ※圧着加工を施した後、はがき料金で郵送できるよう加工すること。
--	--

③その他留意事項

- ・提供原稿：本市でレイアウトを作成し提供する。
- ・校正：3回程度
- ・著作権：本市に帰属

(2)帳票への印字等業務

本市が提供する印字データから、各帳票に適切な情報を印字すること。

①提供データ

PDF 形式

②印字データの提供方法

本市が承認する LGWAN-ASP を利用したデータ転送により提供する。または、それと同等以上のセキュリティが担保できる方法で提供する。

③印字データの提供時期

データの提供は1月16日頃を目安とし、実際の時期については別途年間スケジュールを本市と受託者との間で取り交わすこととする。

なお、スケジュール変更が発生した場合は、本市から受託者へ変更希望日を連絡し、調整を行うものとする。また、本市から当該連絡がなく、かつ、あらかじめ確定したスケジュールまでにデータを受け取ることができない場合は、受託者から本市へ確認を行うこと。

④電算印字の品質確保等

受託者は、以下に示す本委託により作成した電算印字帳票の品質確保のためのテスト印字、カスタマバーコードの品質確認、品質確保のための助言等を受託者の負担で行うこと。受託者は、市の指示によりテスト帳票を作成し納品すること。詳細スケジュール等については、本契約成立後市から示すものとする。

(ア)事前検証

- ・電算印字等については、カスタマバーコードの印字精度を確保するため、事前に検証のためのテスト印字を実施し、当該精度が確保されていることを確認すること。ただし、受託者が本市において、本件について処理（受託）実績があり、かつ、引き続き同様の処理を行う場合などは、テスト印字を省略する場合もある。
- ・テスト印字した帳票の納品日は、本契約成立後、本市から別途指示するものとする。なお、所要の品質が確保されるまで、同様の処理を繰り返し行うものとする。

- ・ 契約締結後最初の本番処理前までに、上記同様に、必要な精度が確保できるまでテスト印字を実施するものとする。

(イ) 印字装置変更時の検証

契約期間内において、受託者側で使用する印字装置（プリンター）を異なる機種に変更する場合についても、(ア)と同様とする。

(ウ) 本番処理時の品質確保

本件処理時において、成果品のサンプル検査などカスタマバーコードの印字精度を確保するための措置を講じるものとする。

(エ) 発送後の対応

発送済の帳票においてカスタマバーコードの読み取りエラーがあった場合について、受託者は必要に応じて同様に検証および改善のための助言等を行うこと。

⑤ 印字テストにおける留意事項

受託者において、本印刷前に別途本市から提供するテスト印字用データに基づき、仕様に沿って印字テストを行い、本市の承認を得ること。なお、テストの結果、承認が得られない場合は、受託者の負担で速やかに修正し再テストを行うこと。

⑥ 印字テストの実施時期等

印字テストは本番印字を行う概ね2か月前から1か月前までに実施することとする。テスト数量等の詳細は本市、受託者および本市が別途委託しているシステム事業者にて調整する。

⑦ 印字数量・時期等（本番用）

印字数量や時期等は下表のとおり予定する。実際の時期は別途年間スケジュールを本市と受託者との間で取り交わすこととする。なお、スケジュール変更が発生した場合は、本市から受託者へ変更希望日を連絡し、調整を行うものとする。また、本市から当該連絡がなく、かつ、あらかじめ確定したスケジュールまでにデータを受け取ることができない場合は、受託者から本市へ確認を行うこと。

数量	時期
約106,000件	1月16日頃から1月22日頃

※数量についてはあくまで予定である。

⑧ 印字後の帳票の抜き取り

納品日の前々日までに、本市から抜取対象者のリストを送付するので、抜き取りを行う。

(3) 帳票圧着等業務

① 帳票圧着処理

印字した帳票は抜き取り分を除き、ハガキ型に圧着処理すること。

② 圧着処理後の抜き取り

圧着処理後、発送日までに急遽抜き取りする必要がある場合などに対応できるようにしておくこと。なお、急遽抜き取りした分については速やかに本市へ納めること。

(4)配送等業務

①帳票の仕分け・梱包および配送等

圧着処理した成果品については、郵便局（集配局）への配送を基本とする。また、配送にあたっては、大量郵便割引等の適用を考慮し、郵便局別・郵便番号別に仕分けをしたうえで梱包等を行うこととする。なお、具体的な仕分け・梱包方法および配送先等は、契約後に本市から別途指示する。

②予定発送日

PDF データ提供日から 5 営業日以内までに発送する。なお、日程は本市の都合により変更になることもある。

③成果物の納品

納品の際は、所定の様式に該当数量等を記載し、各納品先に納品すること。納品先ごとの数量の詳細（作成通数、抜き取り通数、発送通数等）については、発送日の 1 開庁日前までに本市に提出すること。提出様式については、契約後に本市から別途指示する。

5 検査

各工程において、上記委託内容が正しく履行されているか、検査を実施することがあるため、本市の求めがあった場合には速やかに協議、調整に応じること。

6 作業場所の立地

本業務における帳票印刷、印字、圧着、配送等の各作業は受託者の作業場所において行うこととする。ただし、本市が希望する配達希望日に配達可能な日本国内であること。

なお、作業場所は検収、検査等における本市職員の立会いをする可能性があるため、確認方法を別途本市と受託者で協議すること。

7 特記事項

＜業務の再委託＞

- (1) 受託者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

- (2) 受託者は、前号ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。
- (3) 受託者は、第1号ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

<知的財産権の帰属等>

この委託業務の履行によって作成された著作物の取扱いについては、新潟市委託契約約款の規定によるものとする。

- (1) 本調達の作業により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を本市に譲渡し、本市は独占的に使用するものとする。

なお、受託者は本市に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、本市と別途協議するものとする。

- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、本市が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この時、受託者は当該著作権者の使用許諾条件につき、本市の了承を得るものとする。

- (3) 本調達の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。なお、本市は紛争等の事実を知った時は、速やかに受託者に通知するものとする。

<機密保持>

- (1) 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、本市から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の①ないし⑤のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- ① 本市から取得した時点で、既に公知であるもの
- ② 本市から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ③ 法令等に基づき開示されるもの
- ④ 本市から秘密でないと指定されたもの

- ⑤ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市に協議の上、承認を得たもの
- (2) 受託者は、本市の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- (3) 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、本調達に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る本市に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、本市から貸与されたものについては、契約終了後1週間以内に本市に返却するものとする。

<セキュリティ保全>

受託者は、個人情報の保護に留意し、本市が定める条例、規程、規則その他関係法令を遵守するとともに、次の事項に留意し、セキュリティの保全に努めること。

なお、この委託業務が終了した後も同様とし、違反した場合は、関係法令の罰則規定が適用される。

(1) 秘密の保持

受託者は、この委託業務で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 指示目的外の利用の禁止

受託者は、この委託業務の履行に必要な業務内容を他の用途に使用してはならない。

(3) 第三者への提供の禁止

受託者は、あらかじめ本市が書面により承諾した内容を除いて、この委託業務により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(4) データの複写及び複製の禁止

受託者は、本市に指示された以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

(5) 事故発生時における報告義務

受託者は、納品成果物の納入前に事故が発生したときは、その事故の発生理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(6) データファイルの帰属権

① 受託者は、本市が所管する情報が記録された媒体等の内容を侵す一切の行為をしてはならない。

② 受託者は、この委託業務に係る全ての情報の記録等、この委託業務の履行に必要なものは、本市を代表とする組織の所有物であることを確認する。ただし、受託者が所有するソフトウェア及び著作権でこの委託業務の履行のために適用したものについて

は、この限りでない。

- ③ 受託者は、納品成果物、記録媒体等の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(7) データの授受及び搬送

- ① 納品成果物、記録媒体等の授受及び搬送は、本市の指定する職員と受託者が書面をもって本市に通知した受託者の責任者との間で行うこと。
- ② 前①の受託者の責任者は、納品成果物、記録媒体等の授受及び搬送を行う際、受託者の発行する身分証明書を携帯し、本市が任命する職員からデータ保護及び防犯上の必要性に基づく要請があるときは、これを提示すること。
- ③ 納品成果物、記録媒体等の搬送は、受託者の費用及び責任において行うこと。

(8) データの保管及び破棄

- ① 受託者は、納品成果物、記録媒体等について、必ず保管庫等に格納するとともに、施錠等の安全な方法により保管しなければならない。
- ② 受託者は、記録媒体等に記録された成果物以外の一切の情報について、本市の検査終了後速やかに判読不能にし、全て廃棄しなければならない。ただし、本市から特別の指示があったときは、その指示に従うものとする。
- ③ 本市は、納品成果物、記録媒体等の保護管理に関する状況について、受託者に立ち入り調査及び報告を求めることができる。

(9) 認証取得

受託者は、プライバシーマーク（JISQ15001）または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS／ISO27001）の規格認証を取得していること。

<法令等の遵守>

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

8 留意点

- (1) 業務履行が困難と判断される低価格での入札の場合は、費用、履行体制について調査し、履行困難と判断したときは失格とする場合がある。

- (2) プリント用プログラムを作成し、指定された位置に正確にデータ印字すること。プログラム作成の際は、決して提供したデータに変更を加えないよう留意し、本市の承諾無く貸与したデータの複製、公表、貸与、使用等は禁止する。
- (3) 帳票印刷、印字、圧着処理、配送の各作業の詳細やその他業務の実施に必要な事項については、事前に本市の担当から提示をし、受託者と調整のうえ決定し実施するものとする。
- (4) 帳票の具体的な校正の時期や回数については、契約後本市と協議のうえ決定すること。
- (5) 本印刷の前に、テスト印刷による印字テスト等を行い、本市の承認を受けた後で本印刷を行うこと。テスト結果により再度テスト印刷の必要が生じた場合の対応も考慮すること。
- (6) 法改正、通達及び制度改正等により、様式等が変更となる場合は速やかに対応し、校正やテスト印刷等を行うこと。
- (7) 各行程実施中に生じた事故等による本市あるいは第三者に損害を与えた場合、受託者は一切の責任を負い、本市にその原因・経過および被害内容等の状況を速やかに報告するとともに、その指示に従うこと。
- (8) 業務終了後において、納入品に誤りや不良箇所が発見された場合は、本市の指示により速やかに修正その他必要な作業を受託者の責任において行うこと。
- (9) 納品終了後、納品書を提出すること。
- (10) 契約終了後、本市においてこの契約に関しての業務評価を行うものとする。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。